

一般社団法人富山県ソフトボール協会 定款細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 定款第69条に基づき、一般社団法人富山県ソフトボール協会(以下「本協会」という。)の組織運営に関する細部を規定する。

(事務局所在地)

第2条 本協会の事務局は、富山市森5丁目1番17号に置く。

(公益財団法人富山県体育協会および公益財団法人日本ソフトボール協会等への加盟)

第3条 本協会は、公益財団法人富山県体育協会および公益財団法人日本ソフトボール協会に富山県の代表する唯一の団体として加盟する。

2 本協会は、その目的を達成するために必要なその他の団体に富山県のソフトボール競技界を代表する唯一の団体として加盟する。

第2章 加盟団体

(加盟団体)

第4条 本協会は、次のソフトボール団体(以下「加盟団体」という。)を持って組織する。

(1) 富山県内の市町村ソフトボール協会(14支部) (以下「支部協会」という。)

(2) 富山県中学校体育連盟ソフトボール競技専門部 (以下「中体連」という。)

(3) 富山県高等学校体育連盟ソフトボール競技専門部 (以下「高体連」という。)

2 加盟団体は、本協会の目的に沿って各団体のソフトボール競技に関する事業を行う。

(提出書類)

第5条 加盟団体は、本協会の要請に応じて3月31日迄に下記の書類を提出する。

(1) 事務所の所在地

(2) 規約(変更があった場合)

(3) 役員および理事の氏名

(4) 当該年度事業報告

(5) 次年度事業計画

(負担金)

第6条 支部協会は、別表1にある会費を毎年5月末までに本協会に納入しなければならない。

第3章 評 議 員

(評議員の選出)

第7条 定款第14条3項に定める評議員の構成は、別表2の通りとする。

- 2 加盟団体は前項に従い、本協会の評議員会候補者を理事会に推薦する。
- 3 理事会は、評議員候補者を承認する。
- 4 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第4章 役員

(役員構成)

第8条 定款第30条に定める本協会の役員構成は、別表3-1、3-2の通りとする。

(役員会費)

第9条 前条第8条に定める役員は、別表4の会費を毎年12月末までに納めるものとする。

(理事および監事の定年)

第10条 役員のうち理事および監事は、就任時において、その年齢が満75歳未満でなければならない。任期中に75歳を迎えた理事および監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。但し、会長、副会長以外の理事は、就任時70歳未満とする。

(業務遂行)

第11条 評議員および役員は、法令、定款および規定等に定めに忠実に、不偏不党、公平を旨とし、善良なる管理者の注意を持ってその職務を遂行しなければならない。

第5章 経理

(経費)

第12条 本協会の経理は、次のもので支弁する。

- (1) 支部協会の会費
- (2) 役員会費
- (3) 登録料（公認審判員、公式記録員、競技者）
- (4) 事業収益
- (5) 前号から生じる利息
- (8) その他の収入

第7章 登録

(登録)

第13条 本協会が実施する競技会等に参加するものは、審判員・記録員または競技者として登録しなければならない。

- 2 登録についての詳細は、別にこれを定める。

第8章 表彰

(表彰)

第14条 本協会の発展に貢献のあったものに対して、理事会において定める規定により表彰する。

第9章 補則

(見舞い、弔意)

第15条 本協会役員に事故、病気および死亡があった場合は、見舞金および弔意を表すものとする。

(細則変更)

第16条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この細則は、令和2年3月12日から施行する。

別表1 (支部協会会費)

区 分	金 額
富山市協会	100,000円
富山市以外の協会	各20,000円

別表2 (評議員の構成)

区 分		団体等	人 数	備 考
加盟団体	支 部	朝日町	1	
		入善町	1	
		黒部市	1	
		魚津市	1	
		滑川市	1	
		上市町	1	
		立山町	1	
		富山市	5	
		射水市	1	
		高岡市	1	
		氷見市	1	
		砺波市	1	
		南砺市	1	
		小矢部市	1	
	各団体	中体連	1	
		高体連	1	
競技専門部会		3	競技種別1、女性種別1、生涯種別1	
合 計			23	

別表 3-1 (理事・監事推薦構成)

区分		団体等	人数
加盟団体	支部	朝日町	1
		入善町	1
		黒部市	1
		魚津市	1
		滑川市	1
		上市町	1
		立山町	1
		富山市	4
		射水市	1
		高岡市	1
		氷見市	1
		砺波市	1
		南砺市	1
		小矢部市	1
		合 計	17
	各団体	中体連	1
		高体連	1
会長推薦理事			16
監事			(2)
合計			35

別表 3-2 (役員構成)

区 分		人 数	備 考
名誉会長		1	
顧 問		若干名	
参 与		若干名	
理事 (35)	会 長	1	代表理事
	副会長	若干名	業務遂行理事 1
	理事長	1	代表理事
	副理事長	若干名	
	常任理事	若干名	
	理 事		副理事長、常任理事の 人数で変動
	小 計	35	
監 事		2	

別表 4 (役員会費一覧表)

(単位:円)

No	役職名	金 額	備考
1	名誉会長	0	
2	会 長	50,000	
3	副会長	30,000	
4	顧 問	10,000	
5	参 与	10,000	
6	理事長	20,000	
7	副理事長	20,000	
8	常任理事	15,000	
9	理 事	10,000	
10	監 事	10,000	